

告 示

埼玉県告示第百八十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十一年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

石渡進	杉徳臣	吉原愛雄	前野敏孝	大野貞夫	山内啓子	小林忠章	医師の氏名
害 ぼうこう又は直腸機能障 害	由 音声・言語機能障害、そし やく機能障害、肢体不自 由	肢体不自由	呼吸器機能障害	肢体不自由	視覚障害	心臓機能障害、呼吸器機 能障害、肝臓機能障害	指定障害区分
T M G あさか医療センター	医療法人社団東光会戸田中央リハビ リテーション病院	防衛医科大学校病院	埼玉医科大学病院	末広整形外科	山内眼科	医療法人社団小林内科医院	医療機関の名称
一 朝霞市溝沼千三百四十一	戸田市本町一―十四―一	所沢市並木三―二	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	桶川市末広二―十一―二 十一	三郷市彦成三―十一―十 七―百三	春日部市浜川戸一―十六 ―四	医療機関の所在地
日 平成三十一年一月十五	日 平成三十一年一月十五	平成三十一年一月一日	三日 平成三十年十二月二十	日 平成三十年十二月十一	平成三十年十月一日	日 平成二十五年二月十五	辞退年月日

中田百合子	中田百合子
肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害
埼玉医科大学病院	草加グリーンクリニック
入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	草加市金明町六百四十一
平成三十一年一月二十七日	平成三十一年二月一日